

千葉県あんしん賃貸住宅協力店変更登録申請書 (変更登録)

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名 称	印

協力店登録番号	
---------	--

変更事項 ※ 変更する項目のみ記載してください。県ホームページにも反映します。(△印のあるものを除く)			
		(変更前)	(変更後)
名称 (支店名)			
代表者	役 職		
	氏 名		
所在地	郵便番号		
	都道府県		
	市 町 村		
	町 名		
	丁目・番地		
	ビル名・階		
宅地建物取引業免許証番号			
電話番号			
FAX 番号			
ホームページURL			
担当者 (△)	氏名		
	メールアドレス		
所属する関係団体の名称			
変更後の最寄駅からの交通		1	線 駅から (徒歩・バス・車) 分
		2	線 駅から (徒歩・バス・車) 分

変更登録年月日 (記入不要)	年 月 日	変更登録番号 (記入不要)	
-------------------	-------	------------------	--

(※ 裏面もあります)



私は、千葉県あんしん貸付支援事業実施要領第 9 条第 1 項各号に掲げる者に該当しません。

【千葉県あんしん貸付支援事業実施要領第 9 条第 1 項各号】

- （1）宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取り消し処分を受けている者又は業務停止処分を受けており、業務停止期間中である者
- （2）第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しない者
- （3）法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの
- （4）個人、法人又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である者
- （5）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- （6）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- （7）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （8）役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- （9）第 4 号から第 8 号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者